

デジタル大臣政務官 兼 内閣府大臣政務官 に拝命しました



デジタル大臣政務官とは

- ・ デジタル大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する役職（デジタル庁設置法10条）

デジタル庁設置法

（大臣政務官）

第10条

- 1 デジタル庁に、大臣政務官一人を置く。
- 2 デジタル庁に、前項の大臣政務官のほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。
- 3 大臣政務官は、デジタル大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、デジタル大臣の定めるところによる。
- 5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 6 前条第6項の規定は、大臣政務官について準用する。

（参考）

- ・ 大臣、副大臣、政務官を総称して政務三役と呼ぶ。
- ・ 副大臣・政務官は、内閣によって任命される（大臣は内閣総理大臣によって任命される）
- ・ 副大臣・政務官は、慣例的に国会議員が任命される（大臣は民間人材の場合有り）

デジタル庁の組織図



デジタル大臣、副大臣、政務官、デジタル監の職務

(1) デジタル大臣

内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括し、職員の服務について統督する（8条3項）

(2) 副大臣

デジタル大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する（9条3項）

(3) 大臣政務官

デジタル大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する（10条3項）

(4) デジタル監

次に掲げる職務を行う。

- ① デジタル庁の所掌事務に関する重要事項に関し、デジタル大臣に進言し、及びデジタル大臣の命を受けて、デジタル大臣に意見を具申すること
- ② デジタル大臣を助け、庁務を整理し、デジタル庁の各部局及び機関の事務を監督すること

山田太郎内閣府大臣政務官の職務

(1) 以下の内閣府の事務の担当

- ① 個人情報保護委員会に関する事務
- ② 規制改革に関する事務
- ③ PFIに関する事務

(2) 以下の事務を担当する大臣の補佐

- ① 行政改革に関する事務
- ② 内閣官房・内閣府の見直しに関する事務
- ③ サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務

デジタル大臣政務官に就任しました！～2021年10月6日の動き～

臨時閣議

令和3年10月6日（水）臨時閣議案件

人 事

小林史明外 25 名を
デジタル副大臣兼内閣府副大臣等に任命することについて（決定）

山田太郎外 27 名を
デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官等に任命することについて（決定）

14:00

19:10

新大臣政務官初会合



19:35

新大臣政務官辞令交付式



デジタル大臣政務官に就任しました！～2021年10月7日の動き～

初登庁



10:15

10:45

内閣府就任挨拶



11:30

13:00

デジタル庁就任挨拶



所管事項説明
w/牧島大臣、小林史明副大臣

規制改革
行政改革
個人情報保護法
サイバーセキュリティ
PFI
他